最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、最上町内における再生可能エネルギー利用効率化設備の導入を促進するため、町内で再生可能エネルギー設備等を設置するものに対し、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、予算の範囲内において、最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第2203303号）及び最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和４７年最上町規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　交付申請の日において町内に住所を有し、又は有することが確実に見込まれる者

（２）　本人及びその世帯員が町税等を滞納していない者

（３）　再生可能エネルギー設備等を対象としたこの要綱で定まる補助金以外の本町の補助金を受けていない者

（補助対象設備等）

第３条　補助金の交付の対象となる再生可能エネルギー設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす物とする。

（１）　太陽光発電設備　次に掲げる要件を全て満たす物であること。

ア　自ら居住し、又は居住する予定である本町の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の２分の１以上を占める併用住宅又はこれらの住宅と同じ敷地内にある車庫、物置に新たに設置する物（初期の費用が無料であるモデル及びリースにより設置する物を除く。）

　　イ　太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10キロワット未満である物

　　ウ　未使用品である物

　　エ　国実施要領別紙２の１（エ及びカからシまでを除く。）に定める事業の要件及び２ア（ア）に定める交付要件を満たす物

（２）　木質バイオマス燃焼機器　次に掲げる要件を全て満たす物であること。

　　ア　自ら居住し、又は居住する予定である本町の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の２分の１以上を占める併用住宅又はこれらの住宅と同じ敷地内にある車庫、物置に新たに設置する物（初期の費用が無料であるモデル及びリースにより設置する物を除く。）

　　イ　１基当たりの価格が３０万円（設置工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以上の物

　　ウ　未使用品である物

　　エ　国実施要領別紙２の１（エ及びカからシまでを除く。）に定める事業の要件及び２イ(ケ)に定める交付要件を満たす物

　（３）　高効率空調設備　次に掲げる要件を全て満たす物であること。

ア　自ら居住する本町の区域内の専用住宅若しくは居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の２分の１以上を占める併用住宅又はこれらの住宅（第1号に規定する太陽光発電設備が設置してある住宅又は本事業を活用し、太陽光発電設備を導入しようする住宅に限る。）と同じ敷地内にある車庫、物置に新たに設置する物（初期の費用が無料であるモデル及びリースにより設置する物を除く。）

イ　町内の事業者において施工される物

ウ　未使用品である物

エ　従来の空調機器等に対して３割以上の省CO2効果が得られる物

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備等の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助対象設備等の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、補助対象者が自ら補助対象設備の設置工事を行う場合は、補助対象設備等の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

２　補助対象経費は、一の年度に限るものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号で定める額とする。

（１）　太陽光発電設備　次の表のとおりの額（導入KWは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（小数点以下は切り捨て）とする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 導入KW | 補助額 |
| １KW | １２０，０００円 |
| ２KW | ２４０，０００円 |
| ３KW | ３６０，０００円 |
| ４KW | ４８０，０００円 |
| ５KW | ６００，０００円 |
| ６KW | ７２０，０００円 |
| ７KW | ７９０，０００円 |
| ８KW | ８６０，０００円 |
| ９KW | ９３０，０００円 |

（２）　木質バイオマス燃焼機器　木質バイオマス燃焼機器の価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）に３分の２を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものする。）に５万円を加えた額又は７００，０００円のいずれか低い額

（３）　高効率空調設備　高効率空調設備の価格（設置に係る工事費含み、消費税及び地方消費税を除く。）に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数が生じた際は、これを切り捨てるものとする。）又は１５０，０００円のいずれか低い額

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に交付申請書に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

２　交付申請書の提出期間は、年度ごとに町長が別に定める。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（変更等の承認）

第８条　規則第７条第１項第１号に規定する町長の承認を受けようとする申請者は、補助金事業計画中止・変更承認申請書（様式第５号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の変更申請に係る審査を行い、事業計画の変更が適当と認められたときはこれを承認し、補助金事業計画中止・変更承認書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第９条　規則第７条第１項第１号に規定する軽微な変更は、交付決定の額の減額に係る変更とする。

（実績報告）

第10条　申請者は、補助対象設備等の設置が完了したとき（太陽光発電設備においては、設置が完了し、電力会社との電力需給を開始したとき）は、設置が完了した日から１５日以内又は交付決定を受けた年度の３月１５日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条　町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した要件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条の規定により補助金額確定通知書を受けたものは、補助金請求書（様式第９号）により、補助金を請求することができる。

（交付決定の取消）

第13条　町長は、交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）　虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。

（２）　交付決定を受けた年度内に事業の完了が見込めないとき。

（３）　規則及びこの要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した要件に違反したとき。

（書類の保存）

第14条　交付決定者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（処分の制限を受ける期間）

第15条　規則23条のただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付申請書

　　年　　月　　日

最上町長　　　　　　　殿

住所

氏名

電話

　　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金の交付を受けたいので、最上町補助金等の交付手続等に関する規則第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

　なお、当該申請に係る審査のため、当町における税の納付状況を確認することについて承諾します（町民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）。

添付書類

１ 補助対象設備等の設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は

　見積書の写し

２ 補助対象設備等の仕様、規格等が確認できる書類

 （前号に掲げる書類で確認できる場合を除く。）

３ 補助対象設備等の設置予定箇所の配置図

４ 補助対象設備等の設置予定箇所の工事着工前の現況写真

５ 様式第２号の誓約書（太陽光発電設備のみ対象）

６ 様式第３号の補助対象設備等により発電する電力の消費量計画書（太陽光発電設備のみ対象。）

７ 既存空調設備の性能表示又は空調に係る年間消費エネルギー量がわかるもの（高効率空調設備のみ対象。）

８ その他町長が必要と認める書類

様式第１号（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備等の設置場所 | 最上町大字 |
| 住宅の区分 | □既存住宅　　□新築住宅 |
| 工事予定 | 着工予定日 | 年　月　日 | 完了予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 太陽光発電　設備 | 最大出力 | (A) | kW | 太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙ公称最大出力合計又はﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅー定格出力合計の低い方（小数点以下切捨て） |
| 設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く） | 　　　　　　　　　　　　　　 　　　円 |
| 補助金の額【要綱第５条の表のとおり】　 |  (B)　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 木質バイオマス燃焼機器 | 木質バイオマス燃焼機器の種別 |  |
| 設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く） |  (C) 　　　　　　　　　 円 |
| 補助金の額【(C)×2/3+50,000】※補助上限額は700,000円とする。 | 　　 　　　　　　　　　 円(D)※補助金の額は1,000円未満切り捨てる |
| 高効率空調機器 | 設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く） | (E) 　　　　　　　　　 円 |
| 補助金の額【(E)×1/2】※補助上限額は150,000円とする。　 | 　　 　　　　　　　　　 円(F)※補助金の額は1,000円未満切り捨てる |
| 補助金交付申請額【　（B）＋（D）＋（F）　】 | 円 |
| 施工業者 | 名称 |  | 連絡先 |  |
| 所在地 |  | 担当者 |  |

様式第２号（第６条関係）

誓約書

　最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

⑴　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく固定価格買取制度（ＦＩＴ）の認定又はフィードインプレミアム制度（ＦＩＰ）の認定を取得しないこと。

⑵　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第５号ロに定める接続供給を行わないものであること。

⑶　地域住民や自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

⑷　関係法令（条例を含む。）の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

⑸　防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備等の設計を行うよう努めること。

⑹　一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

⑺　電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書及び竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

⑻　設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

⑼　接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

⑽　防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

⑾　補助対象設備等を処分する際は、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。

⑿　法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。

⒀　発電した電力量の３０％以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。

⒁　補助対象設備等について、国や山形県からの別の補助金・交付金を受領していないこと。

年　　月　　日　　　　　署名

様式第３号（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者氏名 | 　 |
|
| 太陽光発電設備出力 | 　 | kW |
|
| 年間発電量見込 | (A) | 　 | kWh |
|
| 年間自家消費量見込 | (B) | 　 | kWh |
|
| 年間売電量見込 | 　 | 　 | kWh |
|
| 過去一年間の電気使用量 |  | kWh（新築住宅の場合は記入不要） |
| 自家消費率（B）/（A) |  | ％(30%を超えない場合は補助対象外) |

補助対象設備等により発電する電力の消費量計画書

様式第４号（第７条関係）

 　年　月　日

 　　　　　　　　　殿

　　最上町長

年度最最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付決定通知書

　　　　年　月　日付けで交付申請のあった　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金について、最上町補助金等の適正化に関する規則第６条ならびに最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第７条の規定により審査した結果、下記のとおり交付決定いたしましたので通知します。

記

交付決定額　　　　　　　　　　円

※交付の条件

1. 最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和４７年規則第２号）ならびに

最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱に定めるところに従うものとする。

1. 申請した内容に変更が生じる場合は、直ちに報告するものとする。

様式第５号（第８条関係）

　　年　　月　　日

最上町長　　　　　　　　　　殿

〒

住所

氏名・事業者名

電話番号

　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金計画中止・変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金について、最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助事業を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 補助事業計画中止・変更の内容：
2. 補助事業計画中止・変更の理由：

３．補助事業計画費の変更内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費 | 補助対象事業費 | 町補助金 | 自己負担 | その他 |
| 変更前 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 変更後 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

４．その他参考資料

・事業計画を変更した場合は変更後の仕様等がわかるパンフレットやカタログ等

・事業計画費の変更に係る見積書及び内訳書の写し

様式第６号（第８条関係）

 年　月　日

 　　　　　　　　　殿

　　最上町長

年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金事業計画中止・変更承認書

　　　　年　月　日付けで計画中止・変更承認申請のあった　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金について、最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱８条第２項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

１　事業計画中止・変更承認内容

２　交付の条件

（１）最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱に定めるところに従うものとする。

（２）内容に変更が生じる場合は、直ちに報告するものとする。

様式第７号（第１０条関係）

 年　　月　　日

最上町長　髙　橋　重　美　殿

〒

住所

氏名・事業者名

電話番号

年度　最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金実績報告書

　　　　年　月　日付け　　第　　号で交付決定した　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金について、最上町補助金等の適正化に関する規則第１４条ならびに最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第１０条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

添付書類

１　補助対象設備等の設置に係る工事請負契約書の写し。ただし、工事請負契約を伴わない設置については不要

２　補助対象設備等の設置に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し

３　補助対象設備等の設置の完成を示す現況写真

４　補助対象設備等の保証書（製造事業者が発行したもの）の写し

　５　太陽光発電設備を設置し、余剰電力を売電する場合は、電力受給契約申込書の写し

　　（売電契約の内容が分かるもの

様式第７号（第１０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備等の設置場所 | 最上町大字 |
| 設置した設備 | 太陽光発電設備 | 木質バイオマス燃焼機器 | 高効率空調機器 |
|  | メーカー |  |  |  |
| 型式 |  |  |  |
| 容量等 | kW | kW |  |
| 設置等に要した費用 | ①　　　　　　　円（税抜） | ②　　　　　　　円（税抜） | ③　 円（税抜） |
| 設置等に要した費用合計（①＋②＋③） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円（税抜） |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 着手日 | 年　　　月　　　日 |
| 完了日 | 年　　　月　　　日 |

※事業費及び補助対象事業費の欄には消費税は含めないこと。

様式第８号（第１１条関係）

 　年　月　日

 　　　　　　殿

　　最上町長

年度　最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金補助金額確定通知書

　　年　月　日付け　第　号で交付決定した　　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金について、最上町補助金等の適正化に関する規則第１５条ならびに最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第１１条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額　　金　　　　　　　　　　　　　円

様式第９号（第１２条関係）

年度　最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金請求書

最上町長　　　　　　　　殿

　　　年　　　月　　　日

　　　　年度最上町重点対策加速化事業太陽光発電設備等導入補助金における補助金額として、下記の通り請求します。

〒

住所

氏名・事業者名

電話番号

請求金額　金 円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振替又は送付先 | 農協銀行 | 支所支店 |
| 口座番号 | １普　通２当　座９その他 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  |
| 氏　　名 |  |